



VOL.83

# トクちゃん新聞

4月号

おでかけによい  
季節となりました

平成26年4月11日  
徳野会計事務所

〒530-0041  
大阪市北区天神橋2-3-8  
MF南森町ビル3階  
TEL: 06-6809-2205  
FAX: 06-6809-2206  
URL: <http://www.ft-tax.com/>



## ◆東西 新名所

担当: 徳野

あべのハルカス、もう行きましたか？先日3月24日、ちょっと足を踏み入れてみました。平日月曜日の午後7時頃でしたが各フロア、お客さんがたくさん。改装前に比べますとずいぶん活気があるように感じました。消費税増税前の駆け込みかとも知れませんが、4月に入ってさあ、どうでしょうか。



3月28日～2泊3日で母2人と東京へ行ってきました。スカイツリーや浅草・隅田川、銀座にも行きました。新名所のスカイツリーのみならず、どこもかしこも、ものすごい人で、天神祭の時の南森町界隈のようでした。大阪に戻り、新大阪や本町を通った際に子供がぼつり一言「人、少ないな..」東京の活気は消費税増税前の駆け込みとは関係ない、それほど勢いを感じさせられました。

余談ですが浅草の雷門の提灯、松下電器さん寄贈 なんですって！大阪人としてちょっとうれしかった！

4月に入って、梅田グランフロントで食事してきました。北館6階に行ったのですが、フロア全体が大きな「屋村」みたくになっていました。フロア内にあるオープンスペースの席で、各店でテイクアウトした食べ物・飲み物が楽しめるというシステム。どれもこれもおいしかったです。ちなみに、各テーブルは担当するお店が決まっていて、お店にて他店分のお皿も洗ってから返却するそうです。梅田で食事される際はぜひお試しを。

## ◆100%即時償却できる！？生産性向上設備等投資促進税制

担当: 小林

質の高い設備投資の促進により、国の経済発展を図るという目的で、平成26年度税制改正で新設された税制です。

平成29年3月31日までに一定額以上の対象資産を取得等して、事業供用すれば、特別償却又は税額控除を選択適用できます。これまで、中小企業投資促進税制という税額控除や、特別償却を受けられる制度がありましたが、今回の税制の要件を満たす場合、最大100%即時償却又は10%税額控除を受けられます。

対象資産の生産性向上設備等とは、A『先端設備』と、B『生産ラインやオペレーションの改善に資する設備』の2種類があります。A『先端設備』とは、一定期間内に販売が開始された最新モデルかつ、旧モデル比で生産性が年平均比率1%以上向上を満たす設備等で一定額以上のもの。用途・細目は限定されます。

※メーカーの申請に基づき、工業会等の確認・証明が必要です。

B『生産ラインやオペレーションの改善に資する設備』とは、生産性向上について経済産業局の確認を受けた投資計画(中小企業者等は、投資利益率が5%以上である計画)に記載された設備等で一定額以上のもの。用途・細目は限定されません。

※設備の取得等の前に、経済産業局に事前の確認書発行申請が必要です。

経済産業省のホームページにパンフレット等があり、詳細等確認頂けます。(『生産性向上設備等投資促進税制』で検索)

<http://www.meti.go.jp/policy/jigyousai/seisenseikojo.html>

非常に細かい要件がありますので、適用されそうな資産のご購入を検討される場合、担当者に事前にご相談ください。



## ◆書籍紹介 池井戸潤さんの小説

担当: 徳野

「倍返し！」の半沢直樹の原作者、池井戸潤さんの作品を読み漁っています。すべてを読んだわけではないですが、その特徴は、舞台が中小企業であり、そこに登場する人物が、非常にリアルであるということ。それぞれの立場でそれぞれの考え方が描かれていて、読んでいるうちに、舞台となっているその中小企業を応援している自分に気付かされます。お時間あればぜひ、ご一読ください！



●空飛ぶタイヤ 走行中の大型トレーラーが脱輪し、タイヤが若い母と子を直撃。メーカーは、運送会社の整備不良が原因と主張するが、納得できない。真相に迫ろうとする社長を阻む、大企業の論理。会社の経営は混迷を極め、家族からも孤立し、絶望のどん底に堕ちた社長に、驚愕の事実がもたらされる！



●下町ロケット 研究者の道をあきらめ、家業の町工場を継いだ佃はある日、大手メーカーから理不尽な特許侵害で訴えられる。形勢不利の中で取引先を失い、資金繰りに窮する佃製作所。創業以来のピンチに、国産ロケットを開発する巨大企業が、ある部品の特許技術に食指を伸ばしてきた！

## ◆ 税務スケジュール(4月)

	申告・納税関係	その他
10日(木)	・3月分の源泉所得税・住民税の納付	○扶養控除申告書の内容確認
22日(火)	・申告所得税の振替納税日	扶養親族の就職等で給与計算に変更が生じる場合がございます。ご注意ください。
24日(木)	・個人消費税の振替納税日	
30日(水)	・法人税・消費税の確定申告・納税<<2月決算>>	○社会保険料納付(3月分)
	・法人税・消費税の予定申告・納税<<8月決算>>	<b>※3月分保険料より保険料率が変更になります。ご注意ください(右図)</b>
	・消費税の3ヶ月ごとの中間申告<<5月・8月・11月>>	

介護保険料の保険料率が改定されます		
平成26年3月(4月納付分)より	現行	改定後
健康保険料率(改定なし)(大阪)	10.06%	→ 10.06%
介護保険料率	1.55%	→ 1.72%

※雇用保険料率に変更はございません。

担当: 廣島



## ◆ 「弥生ドライブ」の利用を考えてみませんか？

担当: 岡村



弥生会計14シリーズをインストールされた場合、デスクトップに「弥生ドライブ」というアイコンができています。この「弥生ドライブ」とは、セキュリティ対策が施されているオンラインストレージ(データ保存エリア)です。

- ・弥生会計14の事業所データを保存(アップロード)しておく、**弥生ドライブの画面から直接会計データを開く事ができ、仕訳の入力ができます。**
- ・データの**バックアップ先**として利用することができます。(弥生製品終了時に自動アップロードされるよう設定できます。)
- ・弥生ドライブへ保存したデータを**会計事務所等と共有**することができます。(会社で日々入力している弥生会計データを会計事務所でも随時確認する事ができます。ただし、同時アクセスはできません。)

「弥生ドライブ」を利用できる条件としては、**安心保守サポート加入者(全てのプランで可能)**であることで、利用できる容量は**2GB**です。弥生シリーズのデータだけでなく、Excel、Word等のデータも保存できます。毎年、保守サポートに加入されている会社様は、利用をご検討してみてください。



## ◆ 印紙、いる? いない?

担当: 池田



弊社ホームページでもご案内しておりますが、印紙税の改正により、領収証等に印紙を貼る金額が従来3万円に満たない場合は、印紙貼付が不要でしたが、**4月1日以降はこの基準額が5万円になりました。**  
**記載されている金額が5万円未満の場合は、印紙を貼る必要はありません。**



ところで、印紙がいるのか、いないのかを判断するには、**印紙税の課税物件表**が必要です。印紙のいる書類(課税文書)とは、印紙税の課税物件表に掲げられた**第1号文書から第20号文書のいずれかに該当する文書**です。このため、これ以外のものはすべて印紙のいない**不課税文書**となります。

一方、課税物件表に掲げられた文書に該当するが、零細な取引に伴い作成された文書であること等により課税しないこととしているのが**非課税文書**です。上記の領収書等は第17号文書「売上代金に係る金銭・有価証券の受取書」に該当し課税文書ですが、記載金額が5万円未満のものは非課税文書となります。

不課税文書に該当すると思われる契約書等でも、記載内容等によっては課税文書となる可能性があるため注意が必要です。(週刊税務通信一部抜粋)



## ◆ スタッフより「初出勤」

担当: 池田



■今朝目覚めたら、今日が初出勤ということで、いつもは姿を見せない娘がバタバタと身支度をしていました。娘は今年大学を卒業し、新入社員研修を終えいよいよ今日から社会人の仲間入りという感じでした。

■3日ほど前に10日間の合宿から帰阪した娘を駅まで迎えに行ったとき、娘は気疲れしたのか顔と肩のあたりがほっそりしたように見え、以前から、本人も「ダイエット! ダイエット!」と気にしていたので、「痩せたんちゃう!」と娘に言っていると、「おやつ、食べられへんかったからかなあ」と言っておりました。

■私が朝食を済ませ一足お先に出ようと玄関を開けて表に出ようとしたら突然、家内がバタバタと玄関近くの収納棚の裁縫箱をとりよきました。「○○ちゃんのスーツのボタンがはじけ飛んだ!」と笑いながら言っておりました。就活用に買ったぴったりサイズのスーツのボタンが…。  
社会人一年生、心も身体も大きく育ってください。

## ◆ 税務クイズ

担当: 廣島



### 給与所得となるもの・ならないもの

従業員に支給する手当には給与所得として課税されるもの、非課税となるものがあります。

第1問	食事代を現金で支給した場合、非課税となる。○か×か?	
答え	食事を支給する場合(現物支給)は非課税ですが、現金で支給する場合は課税されます。現物支給の場合も食事の金額など条件があります。	×
第2問	通勤手当は、非課税となる限度額がある。○か×か?	
答え	通勤手当の非課税となる限度額は、最も経済的かつ合理的な経路及び方法で通勤した場合の金額です。また、この金額の上限は10万円までです。	○
第3問	社宅を無償で提供したとき、課税される。○か×か?	
答え	従業員に無償で貸与する場合には、賃貸料相当額が給与として課税されます。	○

手当は非課税となるものも条件がある場合が多いです。

新入社員の方を迎える季節、新たに手当などを支給される場合はご相談ください!